

認定こども園の認定基準について

（「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を要約）

1 職員配置

（１）次の基準により算定した数の職員を確保し、適宜配置する必要があります。

	標準時間認定児	短時間認定児
0歳児	概ね3人に1人の保育士	—
1・2歳児	概ね6人に1人の保育士	—
3歳児	概ね20人に1人の保育士	概ね35人に1人の保育士
4・5歳児	概ね30人に1人の保育士	

- ① 0～満2歳児と満3歳児以上の長時間利用児には、保育所の基準が適用となります。
- ② 満3歳以上の短時間利用児には、幼稚園の基準が適用となります。
- ③ 認定こども園における保育に従事する職員の数は、常時2人以上の配置が必要です。

（２）満3歳児以上の短時間利用児及び長時間利用児については、共通利用時間において、学級編制を行い、1人以上の保育士を配置する必要があります。この場合、1学級の子どもの数は、35人以下となります。

ただし、満3歳以上満4歳未満の子どもの学級は、子どもの数が20人を超える場合は2人以上の保育士を配置する必要があります。

学 級	子どもの数
3歳児以上4歳児未満の子どもの学級	35人以下（20人を超える場合は2人以上の保育士を配置する。）
4歳児以上の子どもの学級	35人以下

（３）認定こども園には、1人の認定こども園の長を置く必要があります。

2 職員資格

- （１）満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士であることが必要です。
- （２）満3歳以上の子どもの保育に従事する職員は、幼稚園の教員の免許状を有する者を又は保育士であることが必要です。
- （３）満3歳以上の子どもの共通利用時間の保育に従事する職員は、原則、幼稚園の教員の免許状を有する者であることが必要です。
- （４）満3歳児以上の子どもの長時間利用児の保育に従事する職員は、原則、保育士であることが必要です。
- （５）共通利用時間において幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合の特例
幼稚園の教員の免許を有する者の確保が困難な場合には特例があります。
- （６）満3歳以上の子どもの長時間利用児の保育において、保育士の確保が困難な場合の特例
保育士の確保が困難な場合には特例があります。

3 施設設備

- ① 0～満2歳児に係る施設設備基準は、保育所の基準が適用されます。
- ② 満3～満5歳児に係る施設設備基準は、幼稚園及び保育所の双方の基準を満たすことが原則です。

(1) 幼保連携施設について

幼稚園と保育所、幼稚園と認可外保育施設のそれぞれの建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合（幼保連携施設）、建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になければなりません。

ただし、例外として、次のすべての要件を満たす場合は、同一の敷地内又は隣接する敷地内になくても認めることができます。

- ① 当該幼稚園及び保育所等における子どもに対し教育及び保育の提供を容易に合同して行うことができること。
- ② 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(2) 園舎の面積

- ① 園舎の面積は、次の表により算出した面積以上とする必要があります。（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、その保育の用に供する施設設備の面積を除きます。）

学級数	面積
1学級	180 m ²
2学級以上	320 + 100 × (学級数 - 2) m ²

- ② 園舎の面積に係る既存施設の特例があります。

(3) 保育室又は遊戯室の面積

- ① 満2歳以上の子ども1人につき1.98 m²以上必要です。
- ② 保育室又は遊戯室の面積に係る既存施設の特例があります。

(4) 屋外遊戯場の面積

次の基準をすべて満たす必要があります。

- ① 満2歳以上の子ども1人につき3.3 m²以上であること。
- ② 次の表の面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて①の基準により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
2学級以下	330 + 30 × (学級数 - 1) m ²
3学級以下	400 + 80 × (学級数 - 3) m ²

- ③ 屋外遊戯場の面積に係る既存施設の特例があります。
- ④ 屋外遊戯場の場所の特例があります。

(5) 乳児室・ほふく室

満2歳未満の保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設置する必要があります。

(6) 調理室

認定こども園には、調理室を設置しなければなりません。

4 管理運営

(1) 保育の必要な児童の保育時間

保育の必要な児童の保育時間は1日8時間を原則としますが、保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して定める必要があります。

(2) 開園日・開園時間

開園日及び開園時間は、保育の必要な児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等その他の地域の実情に応じて定める必要があります。具体的には、週6日の開園、長期休業期間への対応等が必要と考えられます。

(3) 入園する子どもの選考

児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子どもなど特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう公正な選考方法を定める必要があります。

(4) 防災等の体制

子どもの健康の保持及び安全の確保のため、次の計画等を定める必要があります。

- ① 子どもの健康診断の実施計画
- ② 消火、通報及び避難訓練の実施計画
- ③ 子どもの健康状態を把握し、その異常に対応する体制
- ④ 不審者の立入りに対応するための避難訓練の実施計画
- ⑤ 大型遊具及び危険箇所であると認められる場所についての点検の実施計画
- ⑥ 送迎時の子どもの安全を確保するための体制
- ⑦ 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を図るための体制

(5) 補償体制

認定こども園において事故が発生した場合に適切な補償を行うことができるように保険契約を締結するか又は共済制度へ加入している必要があります。

(6) 給食体制

- ① 認定こども園においては、当該認定こども園の調理室において調理された食事を提供する必要があります。
- ② 満3歳以上の子どもに対する食事の提供を行う場合、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められ、次の要件を満たす場合に限り、給食の外部搬入を認めることができます。

ア 調理業務を受託する者と次の事項を内容とする契約を締結している場合

- ・子どもの年齢及び発達の段階並びにアレルギー等の症状、子どもに必要とされる栄養素量の給与等に配慮して食事を提供すること。
- ・衛生管理、栄養管理等について、当該認定こども園が行う必要な指示に従うこと。
- ・当該認定こども園が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

イ 認定こども園において、献立について栄養士による指導を受けられる体制が整えられていること。

(7) 教育及び保育の内容

幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画が定められていることが必要です。具体的には、次のような計画が考えられます。

- ① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育に関する全体的な計画
- ② 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育に関する年、学期、週、日々の指導計画

(8) 保育者の資質の向上

子どもの保育に従事する者の研修に関する計画が定められていることが必要です。

5 子育て支援事業

(1) 子育て支援事業は、次の事業のいずれかを実施することが必要です。

- ① 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ② 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- ③ 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその家庭において保育を行う事業
- ④ 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
- ⑤ 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

(2) 子育て支援事業は、当該地域の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らして当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じて適切に提供することとされていることから、認定にあたっては、市町村の意見を聴いて行うことになります。